2016年05月12日

**募集特定寄附金 募集についての募金目論見書【№3】**

公益社団法人日本バリュー･エンジニアリング協会

会　長　　近　藤　史　朗

学校教育へのＶＥ導入を促進するプロジェクト活動

1.　募集総額 ： 100万円

2.　募集期間 ： 2016年06月01日 ～2017年03月31日

3.　募集対象 ： 支援に賛同する法人及び団体並びに個人。

本会の会員であるか否かは問いません。

4.　募集理由 ：

文部科学省は、第2期教育振興基本計画（2013年06月14日閣議決定）において、「現代

的、社会的な課題に対して地球的な視野で考え、自らの問題として捉え、身近なところ

から取り組み、持続可能な社会づくりの担い手となるよう一人一人を育成する教育

（持続可能な開発のための教育：ＥＳＤ＝Education for Sustainable Development）を

推進する」としました。

　このＥＳＤは、地球規模で深刻化する資源・環境問題をはじめ、経済格差、人権、

平和等の課題、あるいはそれぞれの地域に密着した様々な社会的課題に対して、これからの

新しい時代、新しい世界を担う若い人たちが前向きに、そして積極的に課題解決できる

力を身につけてもらうための教育です。

国立教育政策研究所では、ＥＳＤ（Education for Sustainable Development=持続

可能な開発のための教育）の視点に立った学習指導要領で重視する能力、態度として、

次の7つを例示しています。

⑴ 批判的に考える力

⑵ 未来を予測して計画を立てる力

⑶ 多面的、総合的に考える力

⑷ コミュニケーションを行う力

⑸ 他者と協力する態度

⑹ つながりを尊重する態度

⑺ 進んで参加する態度

　これらの能力や態度は、いずれもＶＥ（Value Engineering）ワークショップを通じて、

体験学習的かつ総合的に修得可能であり、学校におけるＥＳＤ教育にＶＥの考え方や

手法を導入することは、将来の持続可能な開発のために大きな意義があると考えます。

　本会では、ＥＳＤを推進する公益社団法人日本ユネスコ協会連盟との共同プロジェクトと

して、ＥＳＤにＶＥの考え方を導入し普及するための活動を行っていく予定です。その

ための諸活動を推進するにあたって、本会の会員を中心に寄附を募り、資金面でのご支援を

賜りたく、特にお願い申し上げる次第です。

5.　資金使途 ： 当該事業費（事業内管理費を含む）に充当させていただきます。

6.　申込方法 ： 所定の事項をご記入のうえ、募集特定寄附金申込書を郵便又はＦＡＸ、

もしくは電子メールで本会の事務局にお送りください。寄附金額は任意

ですが、法人・団体の場合は一口5万円、個人の場合は一口1万円と

させていただきます。

7.　振 込 先 ： 次のいずれかの銀行口座とさせていただきます。

|  |
| --- |
| ① みずほ銀行　　　　　自由が丘支店 　　当座№１７９０９  ② 三井住友銀行　　　　自由が丘支店　　 当座№１２０２２２８  ③ 三菱東京ＵＦＪ銀行　自由が丘駅前支店 当座№９００１７７０ |

　　　　　　　 ※ いずれも口座名義は「公益社団法人日本バリュー･エンジニアリング協会」です。

　　　　　　　 ※ 振込手数料は、寄附者の方のご負担でお願いします。

8.　氏名の公表： 寄附者の法人又は団体名、もしくは個人名は、本会のホームページ等で

公表させていただきます（匿名でも可能ですので、ご希望の場合は

お申し出をお願いします）。

9.　寄附金控除：

⑴ 法人の場合

　① 法人税上の優遇措置（法人税法施行令第77条第1項第3号）

　　　 法人からの寄附金等については、一般寄附金の損金算入限度額とは別枠で、これ

と同額の範囲内で損益算入をすることができます。寄附した日を含む事業年度の

決算の際に、本会が発行した「領収証明書」を添付の上、申告を行ってください。

⑵ 個人の場合

　　① 所得税上の優遇措置（所得税法施行令第217条第1項第3号）

　　　　 寄附者の年間所得の40％を限度として、確定申告の際、前年1年間分（01月01日

～12月31日）の寄附金の合計金額から2千円を差し引いた金額が、寄附金控除の

対象となり、寄附者の年間所得から控除することができます（通常、確定申告の

時期は毎年02月16日～03月15日です）。なお寄附金控除を受けるためには、所轄の

税務署で確定申告を行ってください。その際には、本会が発行した「領収証明書」

の添付が必要となります。また、勤務先などで行う年末調整等では控除の適用は

受けられません。

　　② 個人住民税上の優遇措置（各都道府県・市区町村が定めた条例による）

　　　　 各都道府県・市区町村がそれぞれ定めた条例により、寄附を行った翌年度の個人

住民税においても、寄附金控除の対象となる場合があります。寄附者の住所地の

自治体へお問合せください。

|  |
| --- |
| 【お問い合わせ先】  **公益社団法人日本バリュー･エンジニアリング協会　事務局**  ＴＥＬ．０３－５４３０－４４８８ ／ ＦＡＸ．０３－５４３０－４４３１  <URL:http://www.sjve.org> E－mail：[info@sjve.org](mailto:info@sjve.org) |